

令和 7 年 4 月 1 0 日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所における通報連絡事象（令和 7 年 3 月分）および 通報連絡事象に係る報告書の提出について

- 令和 7 年 3 月に、当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象は、以下の 4 件です。これらの事象は、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所 3 号機における協力会社従業員の負傷について	3 月 3 日	4 月 10 日	C
2. 伊方発電所 3 号機 発電機出力の変動について	3 月 7 日	4 月 10 日	C
3. 伊方発電所 火災受信機盤の異常信号の発信について	3 月 16 日	3 月 17 日	B
4. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について	3 月 28 日	4 月 10 日	C

- 過去に発生した以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県および伊方町ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所 雑固体焼却設備 排ガスブロアの不具合について	令和 6 年 4 月 17 日	令和 6 年 4 月 18 日	B

県の公表区分 A：即公表

B：48 時間以内に公表

C：翌月 10 日に公表

PP：可能となった段階で速やかに公表

(別紙 1) 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和 7 年 3 月分）

(別紙 2) 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

以 上

## 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和 7 年 3 月分）

## 1. 伊方発電所 3 号機における協力会社従業員の負傷について

3 月 3 日、伊方発電所 3 号機のタービン建屋 1 階（管理区域外）において、協力会社従業員 1 名が資機材をトラックに荷積みしていた際に左手を挟んで薬指を負傷したことから、協力会社の社有車にて病院に搬送しました。

当該従業員は、病院で診察および処置を受け、「左手指打撲傷」と診断されました。なお、当該従業員の被ばく、汚染はありませんでした。

## 2. 伊方発電所 3 号機 発電機出力の変動について

3 月 7 日 19 時 16 分頃、通常運転中の伊方発電所 3 号機において、四国管内の送電系統で送電線が一時的に短絡した影響と思われる系統ショック<sup>※</sup>により、発電機出力に有意な変動が発生しました。

発電機出力の変動は瞬時に収束し、プラントの運転に影響はありませんでした。

参考：発電機出力の変動幅（19 時 16 分頃）

発電機出力の変動幅		
878 MW (-5.1%)	～ 923 MW (変動前後)	～ 961 MW (+4.3%)

※ 発電所から需要家に至る送電系統において、落雷や冰雪害による短絡、あるいは需給バランスが崩れたこと等により、系統全体の電氣的な状態が瞬時に大きく変動した場合に、その変動に応じて、発生する短時間の発電機の出力変動。

## 3. 伊方発電所 火災受信機盤の異常信号の発信について

3 月 16 日 22 時 16 分、通常運転中の伊方発電所 3 号機の中央制御室において、1-固体廃棄物貯蔵庫<sup>※1</sup>（管理区域内）の火災受信機盤<sup>※2</sup>の異常を示す信号が発信しました。調査の結果、当該火災受信機盤の電源回路上流に設置している漏電遮断器<sup>※3</sup>が動作（切）しており、当該火災受信機盤への電源供給が停止していることを確認しました。

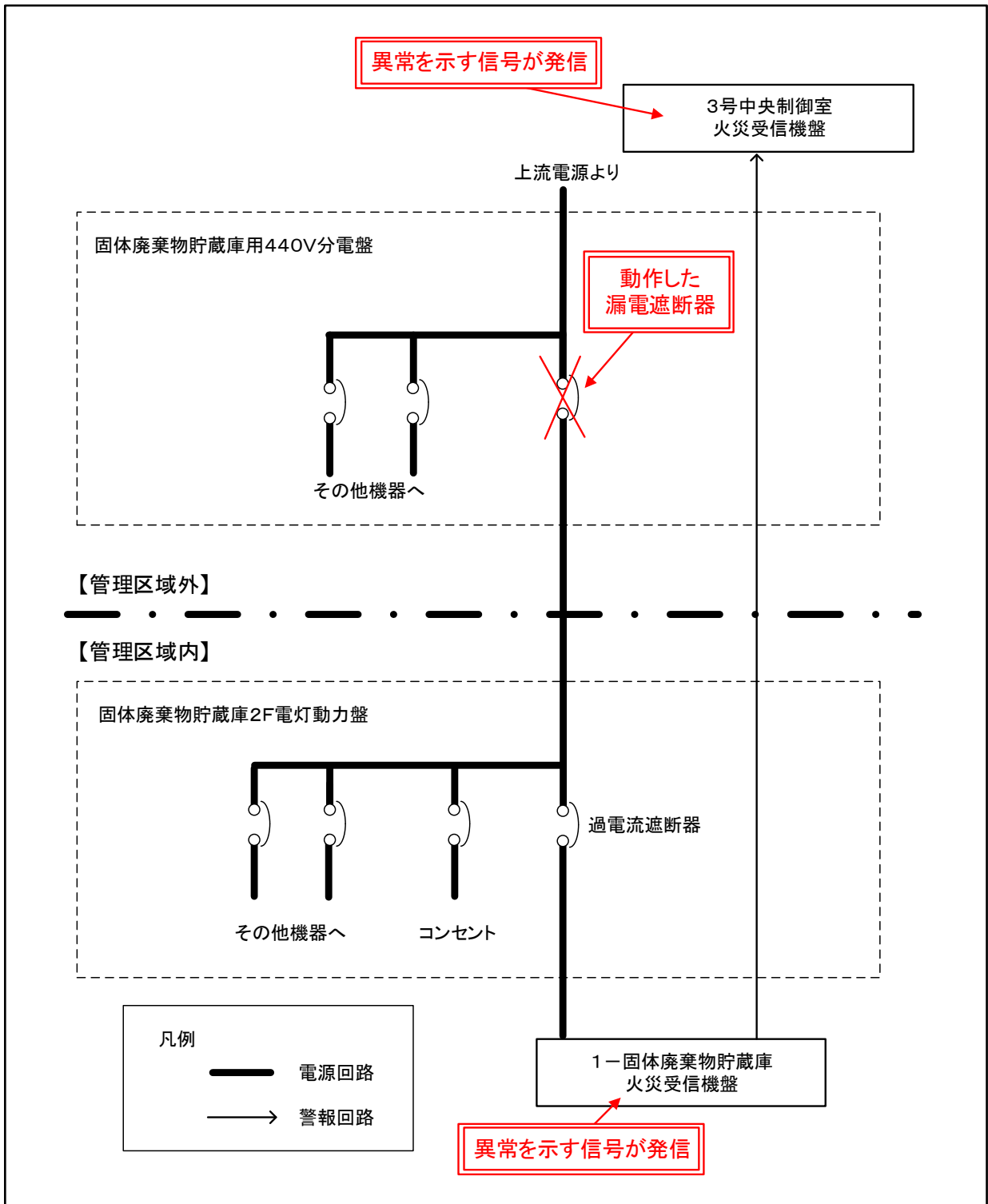
このため、当該漏電遮断器やケーブル等の電源回路の健全性を確認したところ、電源回路に異常は見つからなかったことから、漏電遮断器を入として給電を再開し、事象が再発しないことを確認しました。1-固体廃棄物貯蔵庫の当該火災受信機盤の異常を示す信号はリセットしております。

なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。今後、詳細を調査します。

※1 作業に使用した紙や布などの雑固体や、液体廃棄物処理設備の蒸発装置で処理後の濃縮液を固化した固体廃棄物を貯蔵する建屋。

※2 火災感知器や発信機から火災や故障の発生を示す信号を受信し、火災受信機盤面に表示するとともに、他の受信機盤へ火災や故障の発生を示す信号を発信する設備。

※3 電気回路に漏電が発生した場合に、漏電を検知して、回路を遮断する機器。



伊方発電所 1-固体廃棄物貯蔵庫 電源回路 概略図

#### 4. 伊方発電所における協力会社従業員の負傷について

3月28日、伊方発電所構内の屋外において、協力会社従業員が構内を歩行中に転倒し、両膝を負傷しました。当該従業員に意識はあり、協力会社社有車にて八幡浜市内の病院に搬送されました。病院での診察の結果、「左膝蓋骨骨折 両膝関節打撲傷」と診断されました。

なお、当該従業員の被ばく、汚染はありませんでした。

## 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

## 1. 伊方発電所 雑固体焼却設備 排ガスブロアの不具合について

## ○事 象

伊方発電所の雑固体焼却設備<sup>※1</sup>に設置している焼却炉の排ガスブロア<sup>※2</sup>の軸受け<sup>※3</sup>部より異音が生じていることを保修員が確認し、令和6年4月17日18時5分に詳細な点検が必要と判断しました。

その後、作業員の手配等、分解点検の準備が整ったことから、排ガスブロアの分解点検を実施したところ、軸受けに傷があることを確認したため、当該軸受けの取り替えを行うこととしました。

令和7年2月7日、当該軸受けの取り替えを実施し、排ガスブロアが正常に動作することを確認したことから、同日9時40分、通常状態に復旧しました。

なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

※1 管理区域内の作業で発生した紙ウエス、布切れ等の可燃性の低レベル放射性廃棄物を焼却する設備。

※2 焼却炉の運転により、雑固体を焼却する際に発生した排ガスをフィルタでろ過した後に排気筒へ導くとともに、焼却炉内を負圧に維持する送風機。

※3 軸を正確かつなめらかに回転させるために、回転軸に接して荷重を受け支える部品。

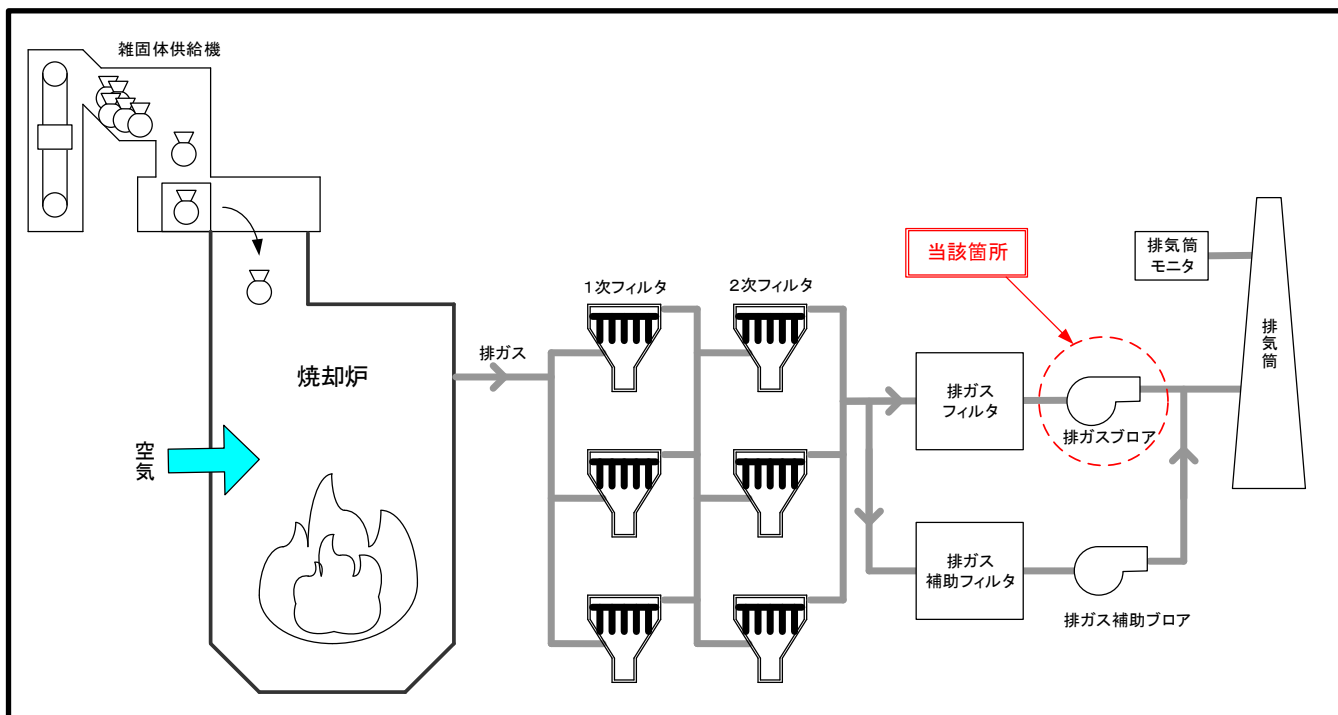
## ○原 因

排ガスブロアは平成29年に軸受けを変更して以降、焼却炉の運転に伴う約200度の温度変化を受けながら年間平均約110回の起動、停止を繰り返して継続使用されてきました。この使用状況において、以下のように、軸受けに傷が発生、進展したことで異音、振動が発生したものと推定しました。

- ①継続使用の影響により、軸受け表面が経年劣化することで、軸受けの一部に微細な剥離が発生し、剥離したものが異物となり点状の傷が発生しました。
- ②その後、排ガスブロアが約200度の温度変化を受けることでブロア軸に熱による伸縮が生じ、ブロア軸に取り付けしている軸受け内輪の移動が生じました。この軸受け内輪の移動が、軸受け内に異物が介在する状態で繰り返されることで、点状の傷から軸方向の線状の傷に進展しました。
- ③更に軸受けに傷が存在する状態で使用を続けた結果、微小な振動の影響で線状の傷の端面からの表面剥離が継続的に発生することで大きな傷に進展し、異音、振動の発生に至りました。

## ○対 策

- ・傷の見られた軸受けに加え、もう一方の軸受けについても念のため取り替えました。
- ・排ガスブロアは、不具合の兆候が確認された場合に分解点検を実施することとしていましたが、これに加え、4年毎に分解点検を行い、軸受けの健全性確認を行います。
- ・排ガスブロアの軸受けは、分解点検による健全性確認時に、軌道面の一部に点状の傷や短い線状の傷が見られ手入れが難しい場合には、次回の分解点検時期を早める等の適切な対応等を行います。また、点状の傷が軌道面の全面に多数見られる場合や軌道面の一部に線状の傷が見られる場合などには、大きな剥離への進展を防止するため取り替えを行います。



伊方発電所 雑固体焼却設備系統 概略図